

第3号議案

備後圏都市計画臨港地区の変更について

(広島県決定)

都 計 第 2 7 4 号
令 和 4 年 2 月 9 日

広島県都市計画審議会会長 様

広 島 県 知 事
〔〒730-8511 広島市中区基町 10-52〕
都 市 計 画 課

備後圏都市計画臨港地区の変更について（諮問）

このことについて、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第18条第1項の規定によって、貴会の意見を求めます。

備後圏都市計画臨港地区の変更（広島県決定）

備後圏都市計画臨港地区を次のように変更する。

名 称	面 積	位置及び区域	備 考
福山港 臨港地区	約 71ha	計画図表示のとおり。	分区名 商港区 約 44.3ha 漁港区 約 1.7ha 修景厚生港区 約 3.3ha 無分区 約 22.0ha 分区の規制内容を定めている条例名 「広島県が管理する港湾の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例」

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

理由

「別添理由書のとおり」

理由書

福山港臨港地区は、昭和39年12月に福山都市計画福山港臨港地区として、内港地区、沖浦地区、白茅地区及び鞆地区からなる約26.5haが指定された。その後は「福山港港湾計画」を踏まえ、社会的・経済的情勢の変化に適切に対応する臨海部の効率的な土地利用及び港湾における諸活動の円滑化と効率化を図るため、平成17年3月に一文字地区、箕島地区、箕沖地区及び原・石井浜地区の追加、平成23年12月に県東部地域における流通拠点として、外内貿易流通網の強化を図る箕沖地区第2バースの供用、平成26年3月に原・石井浜地区における小型船だまりの整備により、当該臨港地区は約70.8haとなっている。

福山みらい創造ビジョンにおいては、「新たな分散型社会の下で、市民一人一人の安心な暮らしと希望が実現する都市」を目指し、それを実現するための5つの施策を示している。その施策の1つである「人や企業が安心・安全に活躍できる都市環境の構築」においては、都市基盤の強化として、備後圏域における国際物流拠点および国際バルク戦略港湾である福山港において、地域産業の国際競争力を高めるため、福山港の機能強化を国・県と共に進めるとしている。

また、福山市都市マスタープランでは、都市拠点集約型の都市構造を目指し、都市を形成する各ゾーンについて、土地利用の基本方針を示している。箕沖地区においては、地区内にある福山港国際コンテナターミナルが広域交通拠点に位置付けられており、当該地区が含まれる沿岸共生ゾーンについては、国際物流の拡大に対応した港湾機能の強化等を進め、今後とも本市の産業拠点としてさらなる機能強化を図ることとされている。

さらに、広島県みなと・空港振興プラン2021の実施計画においては、「企業活動を支える物流基盤の強化」や、「防災・減災対策の推進」を掲げており、箕沖地区における整備を特に重点的に投資が必要な事業として位置付けている。

加えて、福山港港湾計画では、船舶の大型化に対応するため、箕沖地区において公共埠頭計画を変更するとともに、土地造成計画や土地利用計画等が変更されている。

今回の臨港地区の変更は、箕沖地区の福山港国際コンテナターミナルにおいて、第2バースの延伸に伴う埋立が令和3年度内に竣功予定であること、隣接地を新たに埠頭用地として位置付けて供用したこと及び面積精査の結果に伴い、0.5haを追加指定するものである。

備後圏都市計画臨港地区の変更 新旧対照表

新

旧

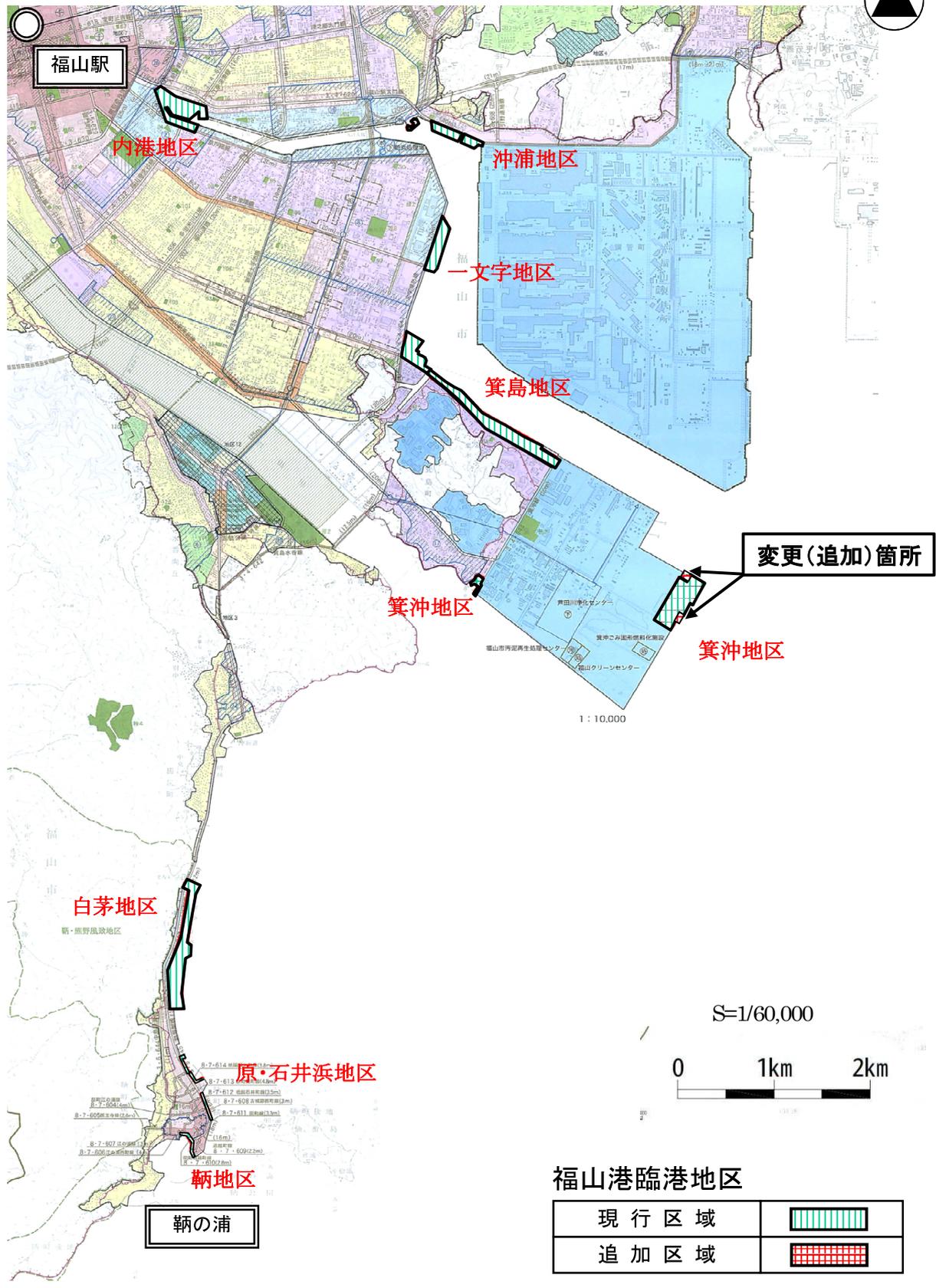
名称	位置及び区域	面積	備考
福山港 臨港地区	計画図表示の とおり。	約 71ha	分区分名 商港区 約 44.3ha 漁港区 約 1.7ha 修景厚生港区 約 3.3ha 無分区 約 22.0ha 分区分の規制内容を定めている条例名 「広島県が管理する港湾の臨港地区内の 分区分における構築物の規制に関する条 例」

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

名称	面積	備考
福山港 臨港地区	約 71ha	分区分名 商港区 約 43.8ha 漁港区 約 1.7ha 修景厚生港区 約 3.3ha 無分区 約 22.0ha 分区分の規制内容を定めている条例名 「広島県が管理する港湾の臨港地区内の分区分に おける構築物の規制に関する条例」

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

位置図



変更(追加)箇所

福山港臨港地区	
現行区域	
追加区域	

計画図



S=1/15,000

現行区域	
追加区域	